

王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、保全緑地に残る貴重な自然環境を活かし、自然体験や環境学習などの場として有効活用することで、次世代を担う子どもたちが自然にふれあい、体験するなかで、緑への愛着を醸成するとともに、利用者自らが、必要な樹林地管理を主体的に行うことにより、持続可能な協働の担い手の確保につなげ、保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を推進しております。

取組のモデル地区となっている王禅寺四ツ田緑地においては、王禅寺四ツ田緑地保全活用方針に基づき、良好な自然環境の中で、子どもたちがのびのびと自然にふれあい、成長できる自然体験学習の機会を創出するとともに、利活用をきっかけとした参加者から新たな担い手の発掘・育成を行うことを目的としております。

また、緑地における保全活動団体と利活用を行う地域のボランティアが連携し、自然体験学習等を新たに行うことにより、地域の子どもたちに身近な緑地に関心をもってもらい、環境意識や愛着の形成につなげることを目的とし、中原区・多摩区の2か所の保全緑地において緑地利活用イベントを開催するとともに、令和4年度にイベントを実施した菅生緑地・橘特別緑地保全地区において保全活動団体等が実施するイベントの支援を実施します。

さらに、川崎区・幸区の公園等において自然体験学習プログラムを提供することで、保全緑地における利活用と保全の好循環へとつなげていくため、本業務を実施します。

この要領は、高い業務意識に加えて、子どもたちへの野外活動体験に対する幅広い知識と経験を保有し、緑地の保全に配慮した利活用運営のできる事業者を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 主な業務概要

(1) 件名

王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

王禅寺四ツ田緑地（川崎市麻生区王禅寺字四ツ田 1028-2）

中原区、多摩区における保全緑地 各1か所

橘特別緑地保全地区（川崎市高津区北野川 6）

菅生緑地（川崎市宮前区水沢 1丁目 3）

川崎区、幸区における公園等 各1か所

(4) 主な業務内容

ア 王禅寺四ツ田緑地

(ア) 緑地の利活用運営

- a 一般来園者向けの利活用の推進
- b 緑地の利用の受付・調整（一般来園者・団体利用者）
- c 利用促進に向けた広報・PR
- d 企画イベントの開催
- e その他

(イ) 緑地の管理

- a 緑地門扉の開閉
- b 緑地内水場、トイレ及び管理詰所の維持管理
- c 樹林地環境の保全に向けた管理活動の実施

(ウ) 運営結果の報告

- a 利用者アンケートの実施
- b 毎月の利用状況の報告
- c 運営結果報告書の提出

イ 中原区・多摩区における保全緑地

(ア) 緑地の利活用企画立案

- a 既存活動団体の活動への参加
- b 緑地の利活用を促す企画イベントの立案
- c 緑地の利活用と保全活動メニューの企画

(イ) 緑地の利活用運営

- a 企画イベントの開催
- b 利活用の推進

(ウ) 結果の検証・報告

利用者アンケートの実施

ウ 川崎区、幸区における公園等

(ア) 自然体験学習プログラム提供

- a イベントの開催
- b 緑地の利用促進に向けた広報・PR

(イ) 結果の検証・報告

利用者アンケートの実施

エ 菅生緑地・橘特別緑地保全地区

既存保全団体等が実施するイベントの運営や広報等についての支援

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

20,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課 鶴見、飯田

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号 川崎駅前タワーリパーク17階

電話 044-200-2365（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

| 内容 | 期間等 |
|--------------|--|
| 参加意向申出書提出期間 | 令和5年1月10日（火）～令和5年1月24日（火） ※閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和5年1月27日（金） |
| 質問受付期間 | 令和5年1月27日（金）～令和5年2月3日（金） |
| 質問回答 | 令和5年2月10日（金） |
| 企画提案書等提出期間 | 令和5年2月10日（金）～令和5年2月22日（水） |
| 審査 | 令和5年3月1日（水）（予定） |
| 受託候補者選定結果の通知 | 令和5年3月中旬を予定 |

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、プロポーザル参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和5年1月10日（火）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により各1部を提出してください。

（1）提出期間

令和5年1月10日（火）から令和5年1月24日（火）午後5時まで
ただし閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

（2）提出場所

4に同じ

（3）提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、提案資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和5年1月27日（金）に、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和5年1月27日（金）から令和5年2月3日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年2月10日（金）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

参加資格を有する場合には、令和5年1月27日（金）に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和5年2月22日（水）午後5時まで

（郵送の場合は令和5年2月22日（水）までに必着）

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 会社（団体）概要書
- ウ 業務計画書
- エ 見積書
- オ 法人の定款、役員名簿（任意帳票）

(4) 留意点

- ア 提出書類は、正本1部と副本9部をそれぞれ製本し、提出してください。
- イ 要旨はA4判横書きとし、左上1か所でとじてください。ページ番号を記載の上、片面印刷で提出してください。
- ウ 提出された提案書類は返却しません。

- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、王禅寺四ツ田緑地利活用等運營業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下、「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和5年3月1日（火）

※時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所第3庁舎 15階第1会議室

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定いたします。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者といたします。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和5年3月中旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。